

広報とくしま印刷・原稿作成業務の委託業者を提案公募方式により募集するので、次のとおり公告します。

平成31年4月19日

徳島市長 遠藤 彰 良

「広報とくしま」は、市内の全世帯を対象に、さまざまな市政情報を届ける広報紙であり、市民と市政をつなぐ最も基本的な広報媒体である。広報紙の制作にあたっては、市民にとって読みやすく親しみやすい内容とするため、専門知識やノウハウを有する業者に委託することが望ましいと考えられることから、「広報とくしま印刷・原稿作成業務委託」を実施する。

本委託業務は、価格のみならず、企画力・技術力・実績等の観点から最適な業者を選定するため、「提案公募方式（プロポーザル）」により募集を行う。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 広報とくしま印刷・原稿作成業務
- (2) 業務内容 「広報とくしま印刷・原稿作成業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(広報とくしま令和元年7月15日号から令和2年4月1日号まで)

3 委託料の上限

¥14,992,000. - (消費税及び地方消費税を含む)

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は公告日時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本市財政部管財課登録業者名簿（物品・役務関係）に登録されており、本業務が履行可能な者
- (3) 提案資料の提出期限において、本市の指名停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者

- (5) 本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (6) 本件に参加する他の業者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者
- (7) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できる者

5 公募スケジュール

- (1) 実施要項等の公表：平成31年4月19日（金）に市ホームページで公表
- (2) 質問の受付期限：令和元年5月7日（火）

質問は、質問書により電子メールで提出すること（質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない）。質問に関する回答は、随時、市ホームページ上で公開する。
- (3) 参加表明書提出期限：平成31年4月26日（金）（必着）

本委託業務に参加を希望する場合は、別紙参加表明書を広報広聴課まで持参または郵送すること。持参による受付は午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。なお、電送による提出は受け付けない。

※ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和元年5月7日（火）午後5時（必着）までに広報広聴課まで辞退届を持参または郵送すること。
- (4) 企画提案書提出期限：令和元年5月17日（金）

「7 提出書類」を広報広聴課まで持参すること。受付は午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。持参以外の提出は受け付けない。
- (5) 審査：令和元年5月下旬（予定）

審査方法は企画提案書及び参加者によるプレゼンテーション、質疑応答の内容を基に、広報とくしま印刷・原稿作成業務に係るプロポーザル選定委員会において行う。
- (6) 審査結果の通知発送：令和元年5月下旬（予定）

審査結果は参加団体すべてに送付する。なお、審査結果に関しては、異議申し立ては受け付けない。

6 企画提案書の作成

- (1) 提案内容
 - ア 別紙「企画提案事項」の各提案項目について、広報とくしま印刷・原稿作成業務仕様書の趣旨に沿って提案すること。
 - イ 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
- (2) 様式
 - ア 表紙（任意様式とするが、事業者名を記載したものを1部（代表者印を押印）、記載しないものを15部提出すること）及び企画提案書（様式1）によること。
 - イ 用紙は、原則A4縦両面印刷、文字は12ポイント程度とし、審査する委員が分かりやすい内容で作成すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(3) プロポーザル参加者名の無記載

審査の公正を期するため、企画提案書の副本15部全ての様式に、参加者名を記入しないこと。

7 提出書類

(1) 企画提案書（様式1） 16部（正本1部、副本15部）

※見本作品や追加提案として資料を提出する場合についても16部（正本1部、副本15部）

(2) 見積書（様式2） 1部

(3) 会社概要表（様式3） 1部

(4) 業務実施体制報告書（様式4） 1部

(5) その他

ア 上記(1)企画提案書については、資料内部に参加者名を記載しないものとし、表紙に参加者名を記載したものを1部（代表者印を押印）、記載しないものを15部提出すること。

イ 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

オ 企画提案書等の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

キ 提出された書類は、徳島市情報公開条例及び徳島市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

8 選定手続等

(1) 選定委員会の設置

企画提案書等の審査、評価にあたっては、公正に行うため、広報とくしま印刷・原稿作成業務公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

(2) 審査

審査の進行は、以下の順序で進めるものとする。

ア 日時 令和元年5月下旬予定（別途連絡）

イ 場所 本市が指定する場所

ウ 出席者 1応募者3人以内（統括責任者は必ず出席すること。）

エ 実施時間 1応募者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

(3) プレゼンテーション

提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこと。企画提案書等と異なる内容及

び追加資料の配布は認めない。プレゼンテーションの順番は、プロポーザルの参加表明順に行う。

9 審査項目及び配点

審査項目	配点
業務の実施体制	20点
広報紙等制作の実績	10点
企画提案事項	40点
見積額	20点
プレゼンテーション	10点
合計	100点

10 契約

選定した受託候補者と徳島市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、徳島市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

なお、受託候補者と徳島市との間で行う仕様の詳細事項についての協議が調わなかった場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行う。契約保証金については、免除する。

11 注意事項

(1) 審査当日使用する資機材等

当日使用するマイク、プロジェクター、電源は本市で用意する。

(2) 企画提案書等の取り扱い

ア 提出された企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。

イ 提出された企画提案書等は、受託候補者選定を行うために必要な場合又は公開等の際に複製を作成することがある。

ウ 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 提出された書類等は返却しない。

12 問い合わせ先

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市企画政策局広報広聴課（市役所9階）

担当：中野・小倉

電話：088-621-5091

E-mail：koho_kocho@city-tokushima.i-tokushima.jp